

平塚市環境基本計画

(平成 29 年度～平成 38 年度)



平塚市

『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち』の実現を目指して

平塚市は、神奈川県ほぼ中央に位置し、相模湾に面した海岸線、相模川と金目川の下流域に発達した平野、市域西部の丘陵地など、多様性に富んだ豊かな自然と温和な気候に恵まれたまちです。このような環境を生かし、工業、商業、農業、漁業がバランス良く発達しています。

平塚市では、これまで、平塚市環境基本条例に掲げた『環境共生都市』の実現に向け、「平塚市環境基本計画（改訂版）」や「平塚市地球温暖化対策実行計画」を策定し、様々な取り組みを展開してきました。

このたび、これら2つの計画が同時に満了と見直しの時期を迎えることから、「平塚市地球温暖化対策実行計画」を編入した、新たな「平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）」を策定しました。

この計画では、『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか』をめざすべき環境像として掲げ、引き続き、自然と人との共生や環境への負荷の少ない地域社会の構築を進めてまいります。この環境像が実現するには、行政による着実な施策の推進はいうまでもなく、市民・事業者の皆様による環境に配慮した行動も大切です。皆様が日々の生活や事業活動において、環境保全の取り組みについて理解を深め、身近なところからご協力いただきたいと思います。願っております。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただいた平塚市環境審議会の委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメントに貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

平成29年3月

平塚市長

落合克宏

目次

(頁)

第1章 本計画の基本的事項	1
1 見直しの背景	2
2 計画の目的	2
3 計画期間	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画の対象範囲	4
6 計画の推進主体	5
7 計画の構成	6
第2章 改定にあたって	7
1 前計画の進行状況	8
2 平塚市を取り巻く状況	14
3 世界・国・県等の動向	16
4 環境の保全と創造にあたっての主要課題	19
5 計画の見直しのポイント	22
第3章 環境基本計画のめざすもの	24
1 めざすべき環境像	25
2 基本方針	26
3 めざすべき環境像の実現に向けて	27
第4章 重点テーマ	28
重点テーマ1：「環境市民」が活躍する地域づくり	30
重点テーマ2：自然環境が有する機能・魅力の活用	31
重点テーマ3：低炭素社会・循環型社会の形成による持続可能な社会	32
第5章 温室効果ガス削減目標	34
第6章 環境の分野別の方針	38
1 安全な生活環境を確保します	40
2 自然環境を保全・再生します	46
3 快適な都市環境を保全・創造します	54
4 地球環境保全へ貢献します	62
5 市民・事業者等による環境保全活動を促進します	68
第7章 計画の推進	74
1 推進体制	75
2 進行管理のしくみ	76
3 事業計画による施策・事業の推進	77

参考資料	78
1 平塚市環境基本条例	79
2 計画策定の検討経過	85
3 環境に関するアンケート結果	91
4 平塚市における二酸化炭素排出量の現況及び将来推計	102
5 平塚市における温室効果ガスの排出削減可能量の試算結果	115
6 平塚市における二酸化炭素排出量の削減目標シナリオ	116
7 用語解説	118

本文中で*が付いた言葉について、参考資料に用語解説を記載しています。

第 1 章 本計画の基本的事項



第1章 本計画の基本的事項

本章では、計画策定の背景を示すとともに、計画の位置づけ、目的、対象範囲、期間、推進主体などを定めます。

1 見直しの背景

平塚市環境基本計画改訂版〔平成19（2007）年3月策定〕（以下「前計画」という。）は、平成28（2016）年度末をもって計画期間満了となり、同時に、平塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）〔平成24（2012）年2月策定〕（以下「地球温暖化対策実行計画」という。）が中間見直しの時期を迎えます。

一方、平成23（2011）年3月の東日本大震災後の社会情勢の変化を受け、過度に資源・エネルギーに依存してきたライフスタイルを見直し、再生可能エネルギー*の導入や省エネルギーの推進、さらには循環型社会*の形成等に関する施策をより一層推進することが求められています。

このため、地球温暖化*対策に関する国による検討の状況や社会情勢、市民意識の変化等も踏まえて前計画を見直し、環境基本計画に地球温暖化対策実行計画を編入した「平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）」（以下「本計画」という。）を策定します。

また、前計画と地球温暖化対策実行計画は、一定の領域において施策が重複し、関連性の高い計画であるにもかかわらず、進行管理等をそれぞれ行っています。

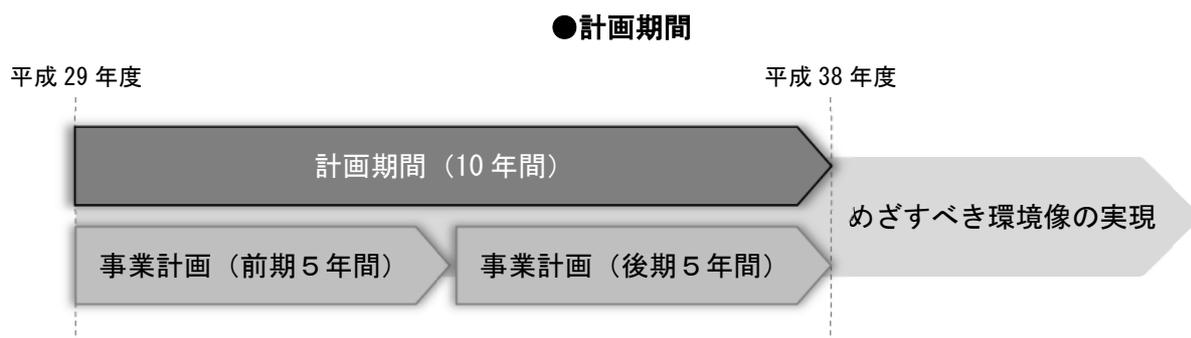
そこで、両計画を融合し、わかりやすさを向上させるとともに、環境施策の効果的、効率的な推進を図ることが必要となりました。

2 計画の目的

本計画は、本市における環境の保全と創造に関する施策を着実かつ効果的に推進することを目的とします。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成29（2017）年度から平成38（2026）年度までとしますが、環境問題を取り巻く社会情勢の変化などに合わせ、5年毎に見直します。



4 計画の位置づけ

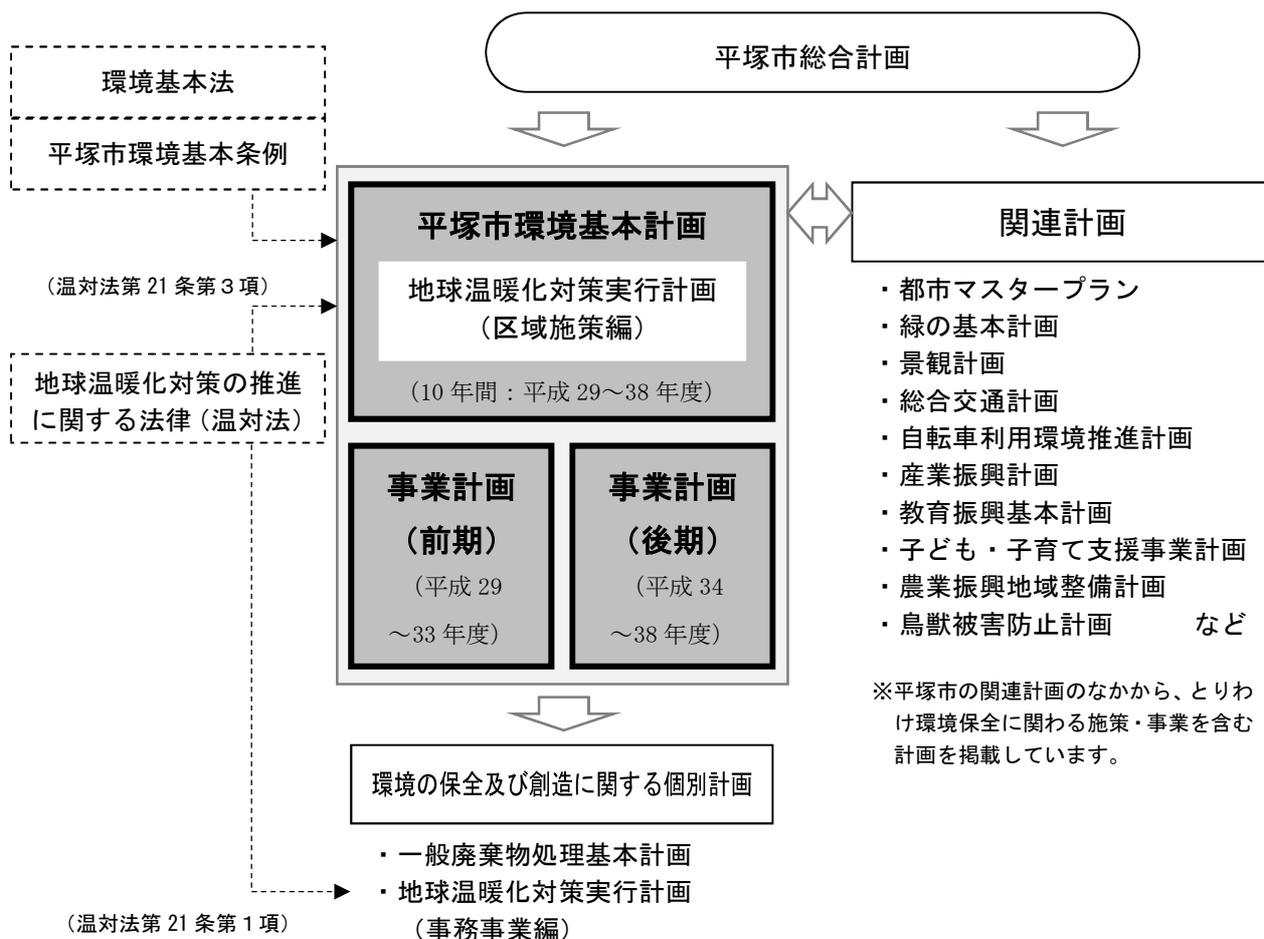
本計画は、平塚市環境基本条例第8条に基づく計画で、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上での基本的な方向として、中長期的な目標、施策の方向、その他必要な事項を定めます。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律*（以下「温対法」という。）の第4条に定める地方公共団体の責務（地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス*の排出の抑制等のための施策を推進するものとする。）を踏まえ、地球温暖化対策実行計画区域施策編（温対法第21条第3項）を含むものとします。

本計画の着実な推進を図るために、計画期間内の前期及び後期における市の施策・事業の内容を明らかにする事業計画を策定し、PDCAサイクルにより、成果や改善点のフィードバックをしながら取組を進めていくものとします。

なお、本計画の施策については、平塚市総合計画をはじめとする様々な関連計画や条例との整合を図りながら推進していくものとします。

●計画の位置づけ



5 計画の対象範囲

本計画の対象地域は市全域とし、対象とする環境の範囲は、次表に示すとおりです。

●対象とする環境の範囲

分野	主な構成要素
生活環境	典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染*、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）、都市生活型公害、廃棄物*、化学物質 等
自然環境	動植物・生態系、生物の生育・生息環境、海岸、水辺と緑、自然とのふれあい 等
都市環境	公園・緑地、清掃・美化、歴史・文化、まちづくり、景観 等
地球環境	資源・エネルギーの利用、地球温暖化、その他の地球環境問題 等
環境保全活動	啓発・環境情報、環境教育・環境学習、環境保全活動 等

また、本計画は、地球温暖化対策実行計画を含んだ計画となっています。本計画において対象とする温室効果ガスは、温対法における温室効果ガスとしますが、主に特定事業所等で使用されているものなど、市民生活と直接関係しない温室効果ガスもありますので、必要な範囲で対策に取り組むこととします。

【温対法における温室効果ガス】

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、
 ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、
 六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）

温対法における温室効果ガスの特徴

温室効果ガス	地球温暖化係数	用途、排出源
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	化石燃料の燃焼など
メタン（CH ₄ ）	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	燃料の燃焼、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	12～14,800	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
パーフルオロカーボン（PFC）	7,390～17,340	半導体の製造プロセスなど
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	22,800	電気の絶縁体など
三フッ化窒素（NF ₃ ）	17,200	半導体の製造プロセスなど

※地球温暖化係数とは、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値です。係数が大きいほど、単位質量の温室効果ガスが放出された場合に一定期間に与える温室効果が高いことを示します。ガスそれぞれの寿命の長さが異なることから、温室効果を見積もる期間の長さによってこの係数は変化します。ここでの数値は、京都議定書第二約束期間における値になります。

資料：温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより作成（<http://www.jccca.org/>）

6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市、市民、事業者及び滞在者とし、それぞれの責務に応じた役割分担と協働のもと、環境の保全及び創造に向けて自主的かつ積極的に取り組むものとし、

なお、滞在者の行うべき取組は、滞在中の環境負荷の低減や環境の保全（省エネルギー、ごみの排出削減、自然環境の保全など）に係るもので、基本的に市民の行う取組と共通します。そのため、滞在者は、市民が行う取組のうち、滞在中に実施できる取組を行うこととし、本計画においては、次頁以降、市民と同一の主体として扱います。

●各主体の責務（平塚市環境基本条例より抜粋）

<市>

- ・ 環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施します。
- ・ 自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めます。

<市民>

- ・ 日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めます。
- ・ 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

<事業者>

- ・ 事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。
- ・ 物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うにあたっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めます。
- ・ 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

<滞在者（旅行者その他の滞在者）>

- ・ 滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

7 計画の構成

本計画の構成は、次に示すとおりです。

第1章 本計画の基本的事項

計画策定の背景を示すとともに、計画の目的、期間、位置づけ、対象範囲、推進主体などを定めます。

第2章 改定にあたって

前計画の点検等を行い、環境の保全と創造にあたっての主要課題を導きました。また、前計画から本計画の策定に向けた見直しのポイントを整理しました。

第3章 環境基本計画のめざすもの

市民・事業者・市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組むために、めざすべき環境像を掲げます。

また、めざすべき環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に取り組んでいくため、3つの基本方針を設定します。

第4章 重点テーマ

めざすべき環境像の実現に向けて、基本方針を踏まえた重点テーマを設定します。重点テーマに沿った施策は、多岐にわたる施策を連関させ、各主体が連携し推進することで、総合的に推進していきます。

第5章 温室効果ガス削減目標

本市の温室効果ガス排出量の削減目標について規定します。

第6章 環境分野別の方針

めざすべき環境像の実現を目指し、各分野にわたり総合的に取り組んでいくため、基本方針を踏まえて分野別の施策と各主体による取組の方向を示します。

第7章 計画の推進

計画の推進に向けて、推進体制や進行管理の仕組みを定めます。

第2章 改定にあたって



第2章 改定にあたって

本章では、前計画の進行状況の点検や本市を取り巻く状況、世界・国・県等の動向を整理し、環境の保全と創造にあたっての主要課題を導きました。また、前計画から本計画の策定に向けた見直しのポイントを整理しました。

1 前計画の進行状況

(1) 前計画（環境基本計画）に基づく指標の進行状況

前計画では、本編Ⅰ「環境基本計画のめざすもの」において、基本方針やめざすすがたを定めるとともに、本編Ⅱ「施策の体系と具体的な取組」において当面3年間に実施すべき施策やその目標、事業の具体的内容を事業計画として示しています。

これまでに第1期事業計画〔平成19（2007）年度～平成21（2009）年度〕及び第2期事業計画〔平成22（2010）年度～平成24（2012）年度〕を策定しましたが、平成25（2013）年度からは第3期事業計画〔平成25（2013）年度～平成28（2016）年度〕に沿って事業を実施しています。

第3期事業計画では、5つの「施策の方向」と「めざすすがた」の実現に向け、13の「施策の柱」とそれらを実現するために必要な24の「施策の項目」を設定しました。「施策の項目」のうち、4年間で重点的に取り組む施策を重点施策、それ以外の施策を基本施策とし、重点施策については、目標と事業計画を掲げています。

前計画については、毎年度、前年度における施策の実施状況について評価・点検を行い、計画に位置づけた施策の着実な推進を図っています。

ここでは、現時点における前計画の進行状況として、第3期事業計画の「重点施策」に対応する各指標について、平成27（2015）年度末の指標値がどの程度目標値に近づいたかを現す「目標達成度」を百分率（％）で整理しました。

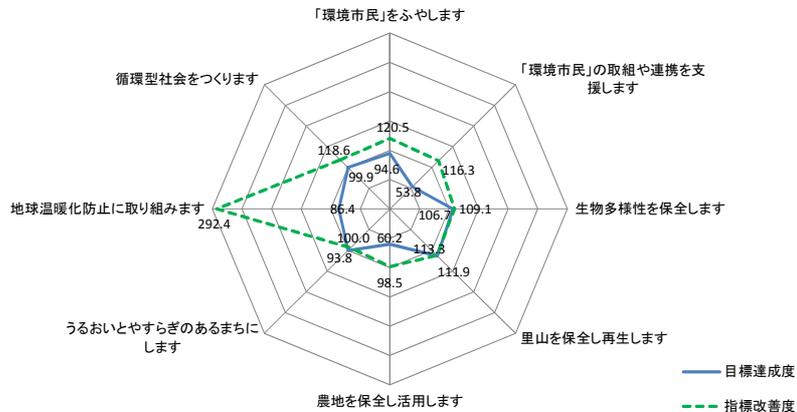
ただし、目標値には達成していないものの取り組んだ成果が生まれつつある指標もありました。このため、前計画策定当時〔平成19（2007）年度を基本とする〕から指標値がどの程度改善したかを示す「指標改善度」を併せて整理しました。

施策の柱ごとの「目標達成度」及び「指標改善度」は、次頁の表とグラフに示すとおりです。

●目標達成度 [施策の柱毎の平成 27 (2015) 年度末の実績値による評価]

施策の方向	施策の柱	目標達成度 (%)	指標改善度 (%)
1 「環境市民」による活動の促進	1-1 「環境市民」をふやします	94.6	120.5
	1-2 「環境市民」の取組や連携を支援します	53.8	116.3
2 自然環境の保全と再生	2-1 生物多様性*を保全します	106.7	109.1
	2-2 里山*を保全し再生します	113.3	111.9
	2-3 農地を保全し活用します	60.2	98.5
3 都市環境の保全と創造	3-1 うるおいとやすらぎのあるまちにします	100.0	93.8
4 地球環境保全への貢献	4-1 地球温暖化防止に取り組みます	86.4	292.4
	4-2 循環型社会をつくります	99.9	118.6

●目標達成度と指標改善度 (施策の柱別)



施策の柱毎の目標達成度の平均を見ると、ほぼ目標を達成した柱 (目標達成度 95%以上) は 8 つのうち 4 つでした。前計画に基づく施策の推進による一定の成果が認められます。

一方、「環境ファンクラブの会員数」「平塚市環境共生型企业懇話会の参加企業延べ数」「耕作放棄地面積」は、平成 27 (2015) 年度末時点での目標に対する達成度が低い結果になりました。このため、これらの 3 つの重点施策に関連する施策の柱である「1-2『環境市民』の取組や連携を支援します」「2-3 農地を保全し活用します」及び「4-1 地球温暖化防止に取り組みます」の達成度は、低い結果となりました。

<個別の指標の検証>

① 目標値を達成若しくは達成に向けて進んでいる指標（目標達成度 95%超）：11 指標

- 「わかば環境 ISO*で独自の分野に取り組んでいる幼稚園・小中学校数」
- 「自然観察会の参加人数」
- 「里山保全モデル事業の開催回数」
- 「里山保全モデル事業の参加人数」
- 「市民農園*数」
- 「市民 1 人当たりの都市公園の面積」
- 「美化推進モデル地区の指定」
- 「一般住宅の太陽光発電システムによる発電力」
- 「『ひらつか CO₂CO₂ プラン*』に取り組んだ人数」
- 「市民 1 人が 1 日に排出するごみの量」
- 「ごみの資源化率」

② 目標値の達成度が低い指標（目標達成度 95%以下）：3 指標

- 「環境ファンクラブの会員数」
- 「平塚市環境共生型企业懇話会の参加企業延べ数」
- 「耕作放棄地面積」

③ 数値の継続的な把握が難しい等の課題がある指標値：5 指標

- 「ISO14001*・9000 の認証を取得している事業者数」
- 「里山保全モデル地区の拡大（面積）」
- 「農業産出額」
- 「耕作面積」
- 「都市公園の面積」

※このような状況を踏まえ、指標や目標値の再設定を検討するとともに、より効果的な事業の実施に向けた方策を検討することが必要です。

なお、重点施策の目標と、各年度の実績一覧については、次頁の表のとおりです。

●重点施策の目標と実績一覧

※目標達成度は、平成28年度目標に対する進捗率

施策の方向	施策の柱	施策の項目	指標	単位	目 標:上段 実 績:下段										【定量評価】 目標達成度 (平成27年度) 【実績÷目標×100】	【定量評価】 指標改善度 (平成27年度) 【実績÷当初値×100】	主管課		
					19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度					
「環境市民」による活動の促進	「環境市民」をふやします	幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実	わかば環境ISOで独自の分野に取り組んでいる幼稚園・小中学校数	園・校	43	45	48	50	51	52	51	54	55	56	94.6	120.5	教育総務課		
					44	47	49	51	51	52	52	53	53	—					
	「環境市民」の取組や連携を支援します	市民活動や企業の取組に対する支援	環境ファンクラブの会員数	人	65	70	80	90	100	110	140	160	180	200	52.5	169.4	環境政策課		
					62	77	83	91	95	98	102	103	105	—					
			ISO14001・9000の認証を取得している事業者数	事業所	157	168	173	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	産業振興課	
					163	166	167	—	—	—	—	—	—	—	—				
平塚市環境共生型企業懇話会の参加企業延べ数	企業	—	—	—	90	95	100	90	95	100	100	100	55.0	63.2	産業振興課				
		—	87	—	56	80	88	65	71	55	—								
自然環境の保全と再生	生物多様性を保全します	生物多様性の保全対策の推進	自然観察会の参加人数	人	—	—	—	40	40	40	45	45	45	45	106.7	109.1	博物館 環境政策課		
					—	—	—	44	66	59	75	57	48	—					
	里山を保全し再生します	里山の保全・再生とふれあいの推進	里山保全モデル地区の拡大	㎡	—	8,000	10,000	11,000	12,000	13,000	—	—	—	—	—	—	環境政策課		
					6,832	6,832	10,510	10,510	10,510	10,510	—	—	—	—					
			里山保全モデル事業の開催回数	回	—	—	—	—	—	—	6	9	6	6	116.7	100.0	環境政策課		
					—	—	—	—	—	—	7	7	7	—					
	里山保全モデル事業の参加人数	人	—	—	—	—	—	—	90	90	90	90	90	110.0	123.8	環境政策課			
			—	—	—	—	—	—	80	87	99	—							
	農地を保全し活用します	農業の活性化と農業とのふれあいの推進	農業産出額	百万円	6,208	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	農水産課		
					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
耕作面積			ha	—	1,646	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	農水産課		
				1,648	1,636	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
耕作放棄地面積	ha	—	—	—	5.0	4.5	4.1	3.7	3.3	3.0	2.7	24.3(※1)	55.9(※2)	農水産課					
		—	6.2	—	2.6	3.4	4.6	5.8	9.5	11.1	—								
市民農園数	箇所 (区画)	17	18 (861)	18 (861)	19 (915)	20 (951)	21 (987)	21	23	24	25	96.0	141.2	農水産課					
		17 (825)	17 (825)	17 (830)	18 (877)	19 (915)	20 (969)	22 (1,110)	23 (1,208)	24 (1,235)	—								
都市環境の保全と創造	みどりのネットワークの形成	都市公園の面積	ha	126.07	128.36	130.18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	みどり公園・水辺課			
				128.27	130.09	132.03	—	—	—	—	—	—	—						
	うるおいとやすらぎのあるまちにします	みどりのネットワークの形成	市民1人当たりの都市公園の面積	㎡	—	—	—	5.01	5.15	5.19	5.19	5.40	5.45	5.50	100.0	107.6	みどり公園・水辺課		
					—	—	—	5.11	5.18	5.19	5.40	5.40	5.50	—					
	さわやかで清潔なまちづくりの推進	美化推進モデル地区の指定	地区	5	5	5	6	6	3	3	4	4	4	100.0	80.0	循環型社会推進課			
				5	5	3	3	3	3	4	4	4	—						
地球環境保全への貢献	新エネルギーの導入促進	一般住宅の太陽光発電システムによる発電量	kw	1,785	2,030	2,275	3,180	3,880	4,580	8,140	10,000	事業終了	事業終了	96.9	568.9	環境政策課			
				1,703	1,950	2,479	3,257	4,873	6,968	8,558	9,689	—	—						
				地球温暖化防止に取り組めます	「ひらつかCO ₂ CO ₂ プラン」に取り組んだ人数	人	3,000 (世帯)	300事業所 2,000	300事業所 2,000	3,000	3,500	4,000	8,000	9,000	10,000	10,000	107.2	210.1	環境政策課
							3,010 (世帯)	11事業所 2,636	22事業所 2,976人	5,103	7,957	7,599	8,508	9,745	10,721	—			
	くらしや事業活動における環境への配慮の推進	ISO14001・9000の認証を取得している事業者数(再掲)	事業所	157	168	173	—	—	—	—	—	—	—	—	—	産業振興課			
				163	166	167	—	—	—	—	—	—	—						
	平塚市環境共生型企業懇話会の参加企業延べ数(再掲)	企業	—	—	—	90	95	100	90	95	100	100	55.0	98.2	産業振興課				
			—	—	—	56	80	88	65	71	55	—							
	循環型社会をつくりまします	廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進	市民1人が1日に排出するごみの量	g	1,136	986	989	971	947	927	912	911	910	910	100.2(※1)	115.1(※2)	循環型社会推進課		
					1,045	1,011	963	932	917	923	907	898	908	—					
ごみの資源化率			%	21.8	26.0	26.1	21.0	21.0	21.7	25.0	25.0	25.0	25.0	99.6	122.1	循環型社会推進課			
	20.4	20.2		20.2	21.4	21.7	20.9	23.8	25.0	24.9	—								

※1 目標÷実績×100
※2 当初値÷実績×100

(2) 前計画（地球温暖化対策実行計画）に基づく指標の進行状況

前計画（地球温暖化対策実行計画）では、「温室効果ガス排出の削減目標」として、「長期のめざすべき方向」と二酸化炭素排出量の「削減目標」を設定しています。

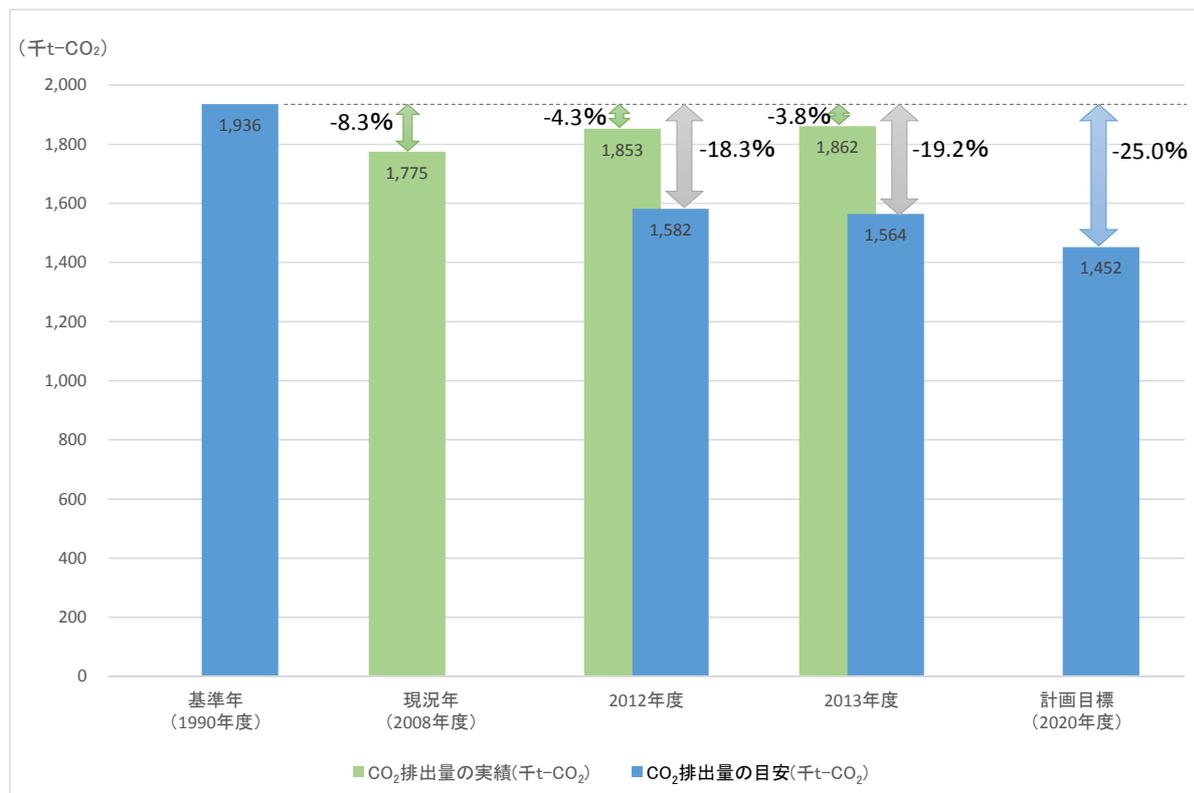
「長期のめざすべき方向」は、「平成 62（2050）年度のあるべき姿を目安として、基準年の二酸化炭素排出量から約 80%削減する」としています。

また、「削減目標」は、「目標年〔平成 32（2020）年度〕の削減目標として、基準年〔平成 2（1990）年度〕の二酸化炭素排出量から 25%、量にして 48 万 4 千 t-CO₂を削減し、二酸化炭素排出量を 145 万 2 千 t-CO₂以下とする」ことを定めています。

ここでは、現時点における前計画の進行状況として、市域の二酸化炭素排出量について、目標年の平成 32（2020）年度に対する平成 25（2013）年度の排出量の目安と、排出量の実績値との比較をしました。

平成 25（2013）年度の排出量の目安である 156 万 4 千 t-CO₂以下（基準年比 19.2%削減）に対し、実績値は 186 万 2 千 t-CO₂（基準年比 3.8%削減）で、目標達成に向けた排出削減は十分ではありませんでした。ただし、この結果は、平成 23（2011）年度の東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故などに伴う原子力発電所の停止や火力発電所の発電量の増加の影響を受けて、電力の二酸化炭素排出係数*が上昇している影響を受けています。

● 前計画（地球温暖化対策実行計画）に基づく市域の二酸化炭素排出量の削減目標と実績値

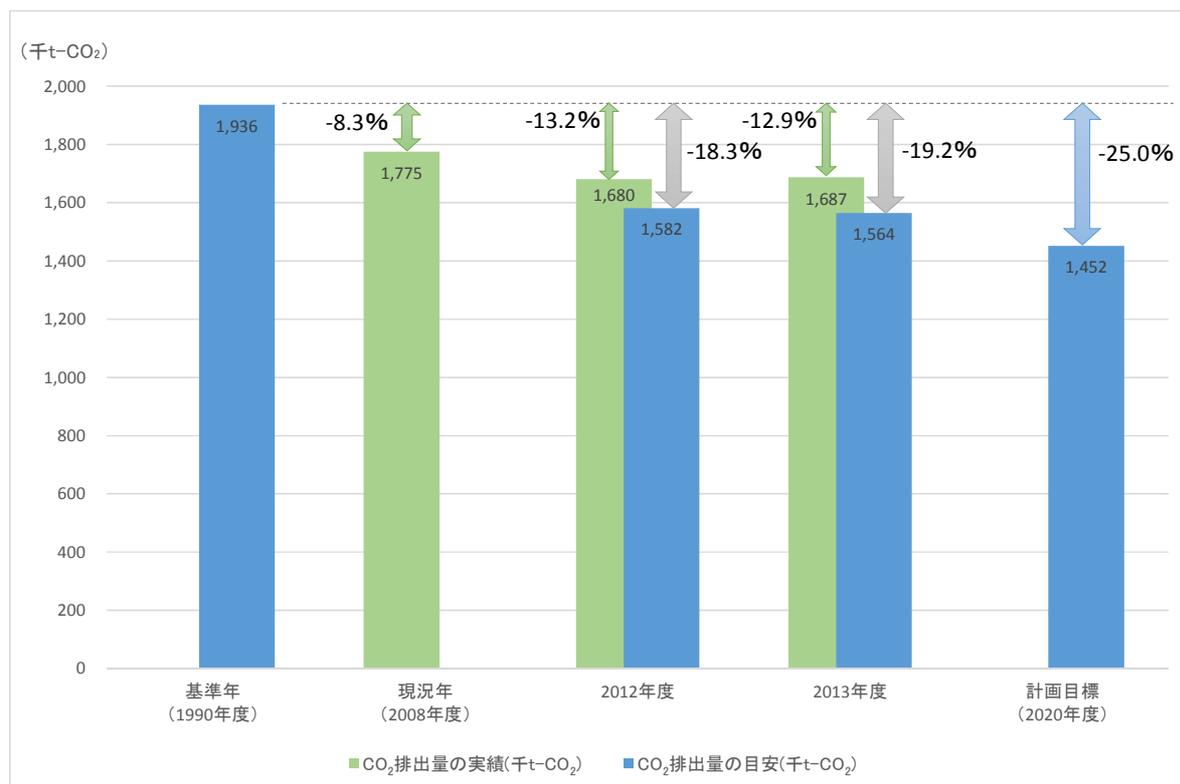


二酸化炭素排出量データの出典：ひらつかの環境

なお、市内での市民、事業者等による対策の進行状況を見る上で、参考として、平成 23 (2011) 年度以降の電力の排出係数の影響を加味しないで、平成 25 (2013) 年度の二酸化炭素排出量を算定しました〔電力の排出係数は、平成 20 (2008) 年度の値を使用〕。

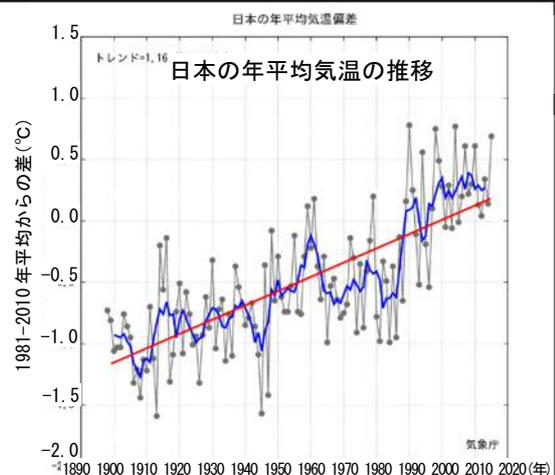
その結果、平成 25 (2013) 年度の排出量 (参考値) は、168 万 7 千 t-CO₂ (基準年比 12.9%削減) でした。これより、目標達成に対し十分ではないものの、市民や事業者等による対策が一定程度進行したことが認められます。

●参考：前計画（地球温暖化対策実行計画）に基づく市域の二酸化炭素排出量の削減目標と実績値（電力の二酸化炭素排出係数を固定したケース）



日本の年平均気温の推移

平成 27 (2015) 年の日本の年平均気温の 1981～2010 年平均基準における偏差は +0.69℃ (20 世紀平均基準における偏差は +1.30℃) で、1898 年の統計開始以降、4 番目に高い値となりました。日本の年平均気温は、長期的には 100 年あたり約 1.16℃の割合で上昇しており、特に 1990 年代以降、高温となる年が頻出しています。



細線 (黒) : 各年の平均気温の基準値からの偏差、太線 (青) : 偏差の 5 年移動平均、直線 (赤) : 長期的な変化傾向。基準値は 1981～2010 年の 30 年平均値。

資料：気象庁ホームページ

「日本の年平均気温偏差」より作成 (http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_jpn.html)

2 平塚市を取り巻く状況

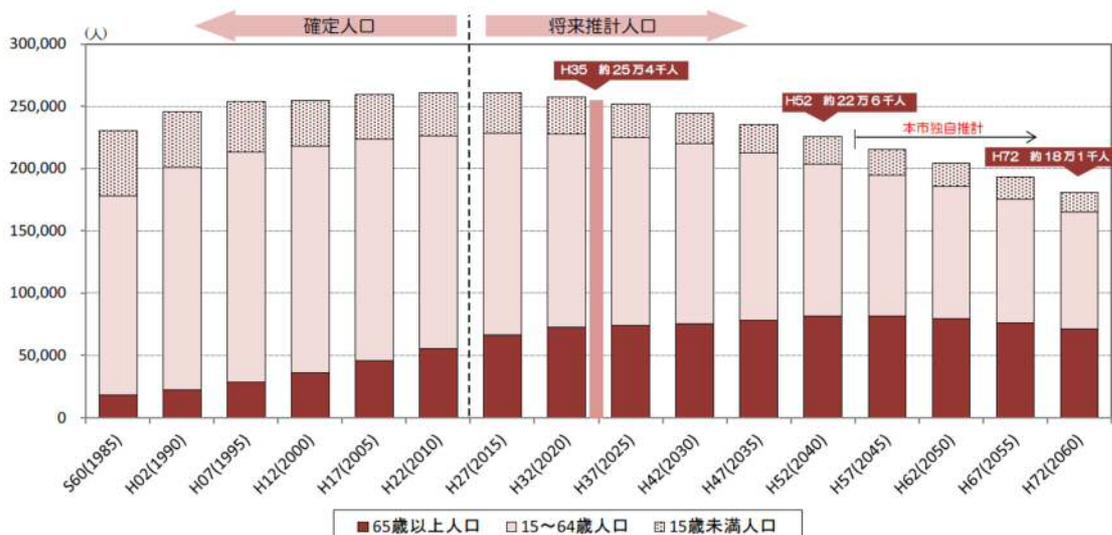
(1) 人口減少社会の到来

本市の総人口は、2度のベビーブームや産業の発展等に伴う転入により増加を続けてきましたが、平成22(2010)年11月の26万863人をピークに減少傾向に転じており、平成28(2016)年12月1日現在では、25万8,159人となっています。

人口の動態を社会増減と自然増減に分けてみると、社会増減では、就職が理由と思われる20代前半の都心方面への転出が大きく、社会減となっています。また、自然増減では、平成23(2011)年以降、死亡数が出生数を上回り、自然減で推移していることから、近年では社会減に自然減が加わり、人口減少が進んでいます。今後は自然減が大きくなり、加速度的に人口減少が進むと推計されています。

また、本市の年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15~64歳)は、減少して推移しているのに対し、老年人口(65歳以上)は、増加が続いています。総人口に占める老年人口(高齢化率)は、平成52(2040)年には36%に達し、その後も上昇すると推計されています。高齢化の進展は、当面避けられず、今後、高齢化によって地域活動を支える人材が不足し、地域行事などの実施が困難になることが懸念されます。

●本市の人口の推移と見通し



【備考1】平成22(2010)年までは、総務省「国勢調査」から作成

【備考2】平成27(2015)年からは、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を基にして作成

【備考3】平成35(2023)年の人口推計値は、国立社会保障・人口問題研究所において推計値が公表されていないことから、平成32(2020)年と平成37(2025)年の総人口を直線的に補間して算出

出典：平塚市総合計画

(2) 地域経済の変化

本市の従業者数は、平成 24 年経済センサス活動調査結果によると「製造業」が最も多く、次いで「卸売業・小売業」となっており、「製造業」と「卸売業・小売業」の従業者数を合わせると、全産業の約 4 割を占めています。

また、本市は、2015 年農林業センサスによると県内で 3 番目の経営耕地面積を有していることや、相模湾に面した地理的条件から、地域で採れた新鮮な農水産物を地域で消費できる環境があります。

本市周辺の都市基盤の状況を見ると、さがみ縦貫道路の全線開通や国道 134 号の 4 車線化によって広域な道路アクセス網が向上しており、まちのポテンシャルを活かしたまちづくりを進めることで、企業立地や交流人口の増加によるまちの活力の増進が期待できます。

一方、経済活動のグローバル化や情報通信ネットワークの拡大などを背景に、産業を取り巻く環境が大きく変化しています。全国と同様に本市でも、第 1 次産業や第 2 次産業の就業者数が減少する一方、第 3 次産業の就業者数が増加しており、就業構造が変化しています。

また、市内の事業所数は、徐々に減少する傾向にあり、従業者数も事業所数と連動して減少し、市内の市場が縮小しています。

(3) 魅力創出への期待

本市の自然環境としては、西部に丘陵地のまとまったみどりが広がり、中央部には金目川水系の河川が流れ、その周囲には県下一位の収穫量を誇る田園が広がっています。市街地には、緑豊かな総合公園が整備されており、多様な自然環境や身近な憩いの空間は、市民に魅力として感じられています。また、平塚海岸や湘南平、馬入花畑などの誘客につながる資源も有しており、これらの豊かな自然を後世に引き継ぐためには、適正な保全を図るとともに、交流やふれあいなどの場として活用を図る必要があります。

都市環境としては、J R 東海道本線平塚駅を中心に商業・業務機能が集積しており、にぎわいある空間となっています。まちの活力を高め、一層のにぎわいを創出する、まちづくりの観点からは、新たなまちの拠点づくりを推進するとともに、中心市街地での都市機能の集積、人の流れを呼び込む好循環の創出などを図る必要があります。

先人から引き継いだまちの資源を保存・活用しながら、快適で魅力あふれる都市空間の形成を図っていく必要があります。

3 世界・国・県等の動向

(1) 地球温暖化防止・気候変動*対策の進展

<世界・国の取組>

- ・ 平成 26 (2014) 年 11 月に国連が公表した「気候変動に関する政府間パネル (IPCC) *第 5 次統合報告書」では、世界の平均気温は 1880 年から 2012 年の間に 0.85℃上昇し、今世紀末には気温が最大 4.8℃上昇すると予測しています。
- ・ 平成 27 (2015) 年 11 月から 12 月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) では、京都議定書*に代わる平成 32 (2020) 年以降の新しい温暖化対策の枠組みとして「パリ協定*」が採択されました。パリ協定では、「地球温暖化を抑制するために産業革命前からの気温上昇を 2℃より十分に低く抑え、さらに 1.5℃以内に向けて努力する」という世界共通の目標 (2 度目標) を掲げ、各国に対し温室効果ガス排出量の削減目標の設定を求めています。
- ・ 環境省では、パリ協定を踏まえ、COP21 で示した日本の中期目標「国内の排出削減・吸収量の確保により、平成 42 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比 26.0%削減」、世界共通の目標である 2 度目標の達成に向けた道筋を明らかにするため、平成 28 (2016) 年 5 月に地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

<神奈川県取組>

- ・ 神奈川県では、平成 26 (2014) 年 4 月に「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、「県内の年間電力消費量を平成 22 (2010) 年度比で、平成 32 (2020) 年度に 10%削減、平成 42 (2030) 年度に 15%削減する」目標を掲げています。また、「県内の年間電力消費量に対する分散型電源*による発電量の割合を、再生可能エネルギー等、ガスコージェネレーション*、燃料電池*等の普及拡大を見込み、平成 32 (2020) 年度は 25%、平成 42 (2030) 年度は 45%とする」目標を掲げています。
- ・ さらに、平成 28 (2016) 年 3 月に公表した「神奈川県環境基本計画」では、10 年後のめざす姿として、「事業者や県民などすべての主体が、それぞれ率先して再生可能エネルギー等の利用や省エネルギーの取組を行い、温室効果ガス排出量の着実な削減が進んでいる」を示しています。将来的には、「『2050 年までに世界が温室効果ガス排出量半減を、さらに、我が国が 80%削減をめざして行動していることを意識し、今世紀後半に、温室効果ガスの排出量と吸収量が均衡するようめざす』とするパリ協定の目標を踏まえて、事業者や県民などすべての主体が、それぞれの立場・責任に応じた貢献をする」を掲げています。その上で、重点的に取り組むべき事項として、「事業活動に伴い発生する温室効果ガスの削減」「エネルギー供給に伴い発生する二酸化炭素の低減」を提示しています。
- ・ 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」[平成 21 (2009) 年 7 月に制定]に基づき、2010 (平成 22) 年 3 月に策定された神奈川県地球温暖化対策計画は、計画策定後の状況変化を踏まえ、平成 28 (2016) 年 10 月に改定されました。「神奈川県地球温暖化対策計画」では、新たな目標を「2030 (平成 42) 年度の県内の温室効果ガスの総排出量を、2013 (平成 25) 年度比で 27%削減することを目指す。」としています。

(2) 生物多様性の保全への取組の進展

<世界・国の取組>

- ・ 平成 22 (2010) 年に名古屋市で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議」(COP10) では、平成 32 (2020) 年までに達成すべき 20 の目標を掲げた「愛知目標」が採択されました。
- ・ 国では、愛知目標を受け、平成 24 (2012) 年に新国家戦略「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、愛知目標の達成に向けたロードマップを提示しました。

<神奈川県取組>

- ・ 神奈川県では、平成 28 (2016) 年 3 月に、神奈川県環境基本計画が示す基本方向に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画となる「かながわ生物多様性計画」を公表しました。この計画では、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標に掲げ、県土を 6 つの生態系エリアに区分し、生物多様性の保全を進めるための取組を示しています。
- ・ この計画では、本市を含む、「山麓の里山エリア」について、生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能と、それを支える農林業の営みを維持するため、里地里山の保全等の促進、農業の有する多面的機能の発揮の促進（環境保全型農業の推進など）、野生鳥獣との棲み分けなどの取組を示しています。「河川・湖沼及び沿岸エリア」では、「生きものに配慮した川づくりや砂浜の回復・保全、持続可能な水産業」を示しています。さらに、「エリアをまたぐ取組」として、外来生物の監視と防除、緑地の保全、環境に配慮した計画的な土地利用、基盤となる情報の収集と発信、各主体への啓発などを示しています。

生物多様性国家戦略とは

生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。わが国は、平成 7 年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに 4 度の見直しを行いました。

生物多様性国家戦略 2012-2020

戦略のポイントは次のとおりです。

1. 愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを提示

愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、年次目標を含めた我が国の国別目標 (13 目標) とその達成に向けた主要行動目標 (48 目標) を設定するとともに、国別目標の達成状況を測るための指標 (81 指標) を設定。

2. 2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5 つの基本戦略」を設定

これまでの生物多様性国家戦略の 4 つから、新たに科学的基盤の強化に関する項目を追加。

3. 今後 5 年間の政府の行動計画として約 700 の具体的施策を記載

「愛知目標の達成に向けたロードマップ」の実現に向け、今後 5 年間の行動計画として約 700 の具体的施策を記載し、50 の数値目標を設定。

資料：環境省ホームページ

「環境省生物多様性ウェブサイト」より作成 (<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/>)

(3) 持続可能な開発のための教育（ESD）の進展

<世界・国の取組>

- ・ 平成4（1992）年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミット*で、地球再生の行動計画「アジェンダ21」が採択され、この中で、持続可能な開発の促進には、教育が不可欠であることが明記されました。
- ・ 平成14（2002）年のヨハネスブルグ・サミットでの日本の提案をきっかけに、同年の国連総会で、平成17（2005）年からの10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」（以下「国連ESDの10年」という。）とすることが採択されました。
- ・ 平成27（2015）年以降のESDの推進方策については、「国連ESDの10年」の後継プログラムとしてグローバル・アクション・プログラムが、平成26（2014）年の国連総会で承認されました。
- ・ 国内においては、平成15（2003）年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立しました。その後同法は、国際的な動向も踏まえて平成23（2011）年6月に一部改正され、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）となりました。環境教育等促進法には、国民や民間団体等との協働取組や学校教育における環境教育の充実などが盛り込まれました。

<神奈川県取組>

- ・ 「神奈川県環境基本計画」では、10年後のめざす姿として、「環境問題の解決のため、学校や地域において多くの人が環境学習・教育等に取り組んでおり、県民自らが環境のことを考え、行動し、多くの主体が協働・連携しながら積極的に環境保全活動に参加している」や「企業間連携が活発に行われている」、「環境問題の解決に向けた技術の活用が進んでいる」を示しています。将来的には、「すべての県民が、学校や地域において環境に関する十分な知識を得る機会をもち、その結果、自ら環境のことを考え、行動し、協働・連携しながら積極的に環境保全活動に参加していることをめざす」、「様々な技術が活用され、県民による取組と併せて、環境に関する課題の解決が進む」を掲げています。

ESD(Education for Sustainable Development)とは

ESDはEducation for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。

今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。



4 環境の保全と創造にあたっての主要課題

前計画の進行状況や平塚市を取り巻く状況、世界・国・県等の動向を踏まえ、本市の環境の保全と創造にあたっての主要課題を整理しました。

① 地域において中長期的な視野で地球温暖化防止・気候変動対策に取り組むこと

- ・ 地球温暖化は、人類の活動が引き起こした最も深刻な環境問題です。近年では、強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象が世界各地で発生し、甚大な被害を引き起こしています。
- ・ 本市は、穏やかな気候に恵まれ、これまで大規模な自然災害を免れてきました。しかし今後は、地球温暖化の影響により、猛暑日の増加や、大雨、台風の頻度と強度の増加、それに伴う自然災害の発生が懸念されます。
- ・ 市域において、地球温暖化の原因となる温室効果ガスである二酸化炭素は、平成 25（2013）年度に 186 万 2 千 t-CO₂ が排出されました。これは、平成 2（1990）年度と比較して約 7 万 4 千 t-CO₂ 削減されましたが、平成 24（2012）年度と比較し 8.7 千 t-CO₂ 増加しています。
- ・ 本市においても、中長期的な視野で地球温暖化対策に取り組むことが必須であり、節電・省エネルギー対策はもとより、より二酸化炭素の排出が少ないエネルギー利用への転換、新たな技術の導入、ライフスタイルの変革などを市民・事業者等に提案し、行動変革を促していくことが必要です。
- ・ 同時に、地球温暖化の影響に対処するための対策（適応策）に取り組んでいくことで、安心・安全なくらしの確保にもつなげていくことが必要です。

② 家庭・事業所での省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入をさらに広げ、新たな価値観やライフスタイルを提案・発信していくこと

- ・ 「環境に関するアンケート」の結果によると、家庭では、日常生活の中でのマナー・社会ルールのような行動が定着していますが、もう一步取り組むことのできる行動や、地域の環境保全活動に自らが参加したり、応援したりする行動への実施の意向がうかがわれました。
- ・ 事業所では、事業所内で常日頃から取り組むことのできる行動が定着しています。再生可能エネルギー利用やクリーンエネルギー自動車*といった設備・機器の導入や、地域の環境保全活動への参加に対する実施意向がうかがわれました。
- ・ 半数以上の家庭で照明やエアコン、冷蔵・冷凍庫など省エネ型の家電製品の導入が進んでいます。事業所では、高効率照明や省エネ型冷蔵・冷凍機、高効率空調機の導入が進んでいます。今後は、家電製品やクリーンエネルギー自動車、LED照明の導入普及が見込まれます。
- ・ 市民や事業者の日常的なエネルギー消費が、二酸化炭素の排出の大きな要因となっていることから、それぞれの自律的、自主的な行動を促す、新たな価値観やライフスタイルを提案・発信していくことが必要です。

③ 平塚市の自然の恵みを次世代に継承するため、自然環境を保全・再生するとともに、地域資源として活用していくこと

- ・ 私たちの日常生活や事業活動は、木材やエネルギー、食べ物、水など、国内外の生物多様性から生み出される“自然の恵み”に支えられ成り立っており、次世代に継承されることが大切です。
- ・ しかし、市内の森林や里山、農地は、開発に伴う消失、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加に伴う荒廃が懸念されています。里山の荒廃は、森から里、里から川、川から海へと続く循環の中でもたらされる水質浄化や洪水緩和、大気浄化、レクリエーション、文化の継承などの機能を損なうおそれがあります。
- ・ 生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能と、それを支える農林業の営みを維持すると同時に、都市化が進むなかで緑地の保全、環境に配慮した計画的な土地利用、外来生物の監視と防除などの対応が必要です。
- ・ 本市の自然は、快適で豊かな生活の基礎、魅力ある観光資源、自然とのふれあいを提供してくれるため、地域資源としてとらえ、保全と活用を図っていくことが必要です。

④ 一人ひとりの自発的な行動を支えていくため、環境情報の提供を行うとともに、自然体験や自然とのふれあう機会を提供していくこと

- ・ 「環境に関するアンケート」の結果によると、市民の7割が、「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」と認識し、環境教育・環境学習や情報提供の重要性を感じています。環境保全の取組を自分事としてとらえ、行動変革に向けてそれぞれが主体的に取り組むことが必要と考えている市民・事業者が多いことがうかがわれます。
- ・ 環境教育・環境学習に対する期待としては、学校での環境教育をはじめ、くらしに役立つ講座・イベント、自然・農業体験や自然の中での遊びを重視しています。
- ・ 一人ひとりの自発的な行動を支えていくためには、効果的に情報を発信し、環境に関する情報をより多くの市民・事業者にも周知していく必要があります。

⑤ 持続可能な社会に向けて環境教育・環境学習を推進していくこと

- ・ 環境の保全及び創造の取組を進め、地域の課題解決につなげていくためには、一人ひとりの自発的な行動を促し、社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ることが必要です。
- ・ 単に環境保全に関する知識の習得やルール周知にとどまらず、持続可能な社会を見据え、日々の取組の中で問題解決に必要な能力・態度を身に付けていくことが重要となります。

⑥ 市民等の高い参加意識・意欲に対応し、地域での環境保全活動、協働による取組の広がりを支えていくこと

- ・ 「環境に関するアンケート」の結果によると、市民の 14%は、地域での環境保全活動に参加しており、参加したいという人を合わせると、全体の 7割に上ります。清掃・美化活動や河川・海岸の保全活動、自然保護活動、緑化活動など、さまざまな活動に対し、参加の意向があります。
- ・ 環境保全活動を行っている団体は、他の団体や個人と連携している団体が 8割を超え、今後も連携の相手を広げながら、活動を拡大していきたいと考えています。
- ・ このような市民等の地域貢献やコミュニティへの参加に対する意識・意欲に対応し、地域の課題解決につながるような環境保全活動、協働による取組をより一層拡大していくことが期待されます。
- ・ しかし、前計画の環境指標である「環境ファンクラブの会員数」、「平塚市環境共生型企業懇話会の参加企業延べ数」の目標達成度〔平成 27（2015）年度末時点〕が低く、また、今後、高齢化や人口減少等によって、環境保全活動の担い手が不足することが懸念されることから、市民の取組や連携への支援に係る施策については、内容や進め方をさらに工夫していく必要があります。

5 計画の見直しのポイント

(1) 市民等のニーズの把握と望ましい環境像等の再設定

- ・ 環境に関するアンケートの結果から、市民等の環境に対する意識・意向の変化等を把握し、社会情勢の変化などを踏まえて、望ましい環境像等の再設定を行うものとします。なお、望ましい環境像を改め、本計画において、「めざすべき環境像」とします。

(2) 計画の構成の見直し

- ・ 環境基本計画に地球温暖化対策実行計画を編入するため、両計画に記載した施策を整理・統合します。
- ・ 本計画が中長期的な方向を示すものであることや、これまでの計画の推進状況を踏まえ5年毎に見直しを行うものとします。そのために、環境基本計画に基づく事業計画を5年毎に策定・推進するものとします。

(3) 施策体系の見直し

- ・ 前計画の進行状況、関連計画の策定・改定、社会情勢の変化などを踏まえ、施策体系、施策内容、環境指標・目標の見直しを行います。

(4) 重点テーマの設定

- ・ めざすべき環境像を実現していくにあたり、必要となる取組の方向性を、基本方針として定めます。
- ・ 基本方針をより具体的に施策に反映させるため、基本方針に応じた重点テーマを設定し、重点テーマに沿って特に重点的に推進していく施策を、重点施策とします。
- ・ 重点テーマは、庁内の関係部署に横断的に関連する施策も多いことから、相互連携のもとで推進します。さらに、より良いまちづくりに寄与するよう、多角的な視点を持って取り組みます。
- ・ 重点施策は、事業計画のもとで、具体的な目標を置くなどして、めざすべき環境像の実現に向けて計画的に取り組んでいくものとします。

